

生駒市条例第 1 5 号

生駒市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成 2 0 年 3 月 2 8 日

生駒市長 山下 真

生駒市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例を廃止する条例

生駒市農業委員会の委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例（昭和 4 1 年 4 月生駒市条例第 1 4 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。